

国際課税委員会（第68回）の概要

文責 森信茂樹

2013年6月28日、第68回国際課税委員会を開催し、「PEの帰属主義について」財務省主税局から以下の内容の報告をいただき、議論を行いました。資料は別添です。

非居住者や外国法人（外国法人等）に対する課税原則について、わが国国内法はいわゆる総合主義（全所得主義）をとってきたが、OECDモデル租税条約では帰属所得に改正された。そこでわが国でも、外国法人等の恒久的施設（PE：Permanent Establishment）については、事業所得の課税範囲として多くの国により受け容れられているPE帰属所得の概念を導入し、それにもなう二重課税・二重非課税リスクの緩和、租税条約との整合性といった観点から、国内法における外国法人等の課税原則を、帰属主義に沿った規定に見直すことが適当と考えられる。

具体的には、以下のような点が問題となる。

「PE帰属所得は、新モデル条約の考え方に即して、そのPEが本店等から分離・独立した別個の者であるとした場合に、そのPEによって遂行された機能、使用された資産及び引き受けられたリスクに基づき、独立企業どうしであればそのPEが取得したとみられる所得とするという考え方なので、その方向で検討を行う。」

また、内部取引の基本的考え方は、「PE帰属所得の計算上、PEと本店等との間で資産の移転、役務の提供その他の事実がある場合において、独立の当事者どうしと同様の事実があったとしたならば対価のやり取りが行われるであろうと認められるときは、その事実を即して、PEと本店等との間で取引が行われたものとみなすという考え方なので、その方向で検討を行う。」

改正に当たっては、数多くの論点があるので、今後とも化経済界などの意見を聞きながら法律改正に向けての作業を行っていきたい。

（以下省略）

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。